

引上げ分の地方消費税市町村交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げる改正が行われ、それに伴う消費税市町村交付金の増収分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分） 279,152千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,463,594千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	545,335	384,174			39,413	121,748
	高齢者福祉事業	21,620	785		9,317	2,817	8,701
	児童福祉事業	1,029,969	748,727		30,097	61,419	189,726
	小計	1,596,924	1,133,686		39,414	103,648	320,176
社会保険	介護保険事業	318,043	12,225			74,789	231,029
	国民健康保険事業	181,722	93,747			21,515	66,460
	小計	499,765	105,972			96,304	297,489
保健衛生	高齢者医療事業	297,873	38,563			63,416	195,894
	疾病予防対策事業	69,032	1,933		2,558	15,784	48,757
	小計	366,905	40,496		2,558	79,199	244,652
合計		2,463,594	1,280,154		41,972	279,152	862,316

※地方交付税市町村交付金（社会保障財源化分）は各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。